

モニターだより



<みやぎ食の安全安心消費者モニターについて>

県民参加による食の安全安心確保対策を推進するため、消費者としての役割を自らの行動で積極的に果たす人材を育成することを目的に、「みやぎ食の安全安心消費者モニター」を随時募集・登録しております。研修会等の行事にご参加いただくことで、食の安全安心に関する正しい知識を得ていただいております。

【開催報告】みやぎ食の安全安心消費者モニター研修会 「食品ロスについて」

令和4年2月18日、オンラインでみやぎ食の安全安心消費者モニター研修会を開催し、約20名の方々にご参加いただきました。また、研修会の録画データを申込者限定でYouTubeで配信しておりますが、こちらについては、約150名の方々からご視聴希望をいただきました。

研修会では、消費者庁消費者教育推進課食品ロス削減推進室の内藤瑞絵氏を講師としてお招きし、「食品ロス」をテーマにご講演いただきました。また、宮城県環境生活部循環型社会推進課からも「食品ロス」に関する情報提供をさせていただきました。

視聴機材の準備等大変お手数おかけしましたが、たくさんの消費者モニターの方々にご参加いただき、ありがとうございました。



↑ 研修会の録画配信 (YouTube)

ピックアップ! ~講演の内容を一部ご紹介します~

研修会では、食品ロスの発生要因、食品ロスをめぐる現状、食品ロス量の推移と削減目標、消費者への普及啓発など、幅広い内容でご講義いただきました。

はじめに

似ている言葉で、「食品ロス」と「食品廃棄物」がありますが…
⇒ **食品ロス**は、本来食べられるにもかかわらず、捨てられる食品のこと。
食品廃棄物は、食品ロスの他、魚や肉の骨等、食べられない部分を含みます。



食品ロスの発生要因

○我が国の食品ロスは570万トン。 ※農林水産省・環境省「令和元年度推計」
○食品ロスのうち事業系は309万トン、家庭系は261万トンであり、食品ロス削減には、事業者、家庭双方の取組が必要です！！



★食品ロスに関する法律が定められています

「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号）

【法律の内容】

- ・国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力
- ・食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進
- ・食品ロス削減月間（10月）、食品ロス削減の日（10月30日）
- ・基本方針
 - 政府は、**食品ロスの削減の推進に関する基本方針**を策定
 - 都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定
- ・基本的施策
 - ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
 - ②食品関連事業者等の取組に対する支援
 - ③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
 - ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
 - ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
 - ⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討



削減目標等

- ・家庭系食品ロス、事業系食品ロスともに、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減
- ・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合：80%

【消費者への普及啓発】

食品ロス削減レシピの発信

地方公共団体や消費者団体等から寄せられた「食材を無駄にしないレシピ」を発信。



【捨てないで！】ブロッコリーの茎は、おいしく食べられるレシピを渡

↑クックパッドニュースでも紹介されました。

食品ロス削減月間

食品ロス削減推進法において、10月を「食品ロス削減月間」、10月30日を「食品ロス削減の日」とし、関係省庁が連携して食品ロス削減月間の周知及び普及啓発を実施。



【開催報告】食の安全安心セミナー「残留農薬」

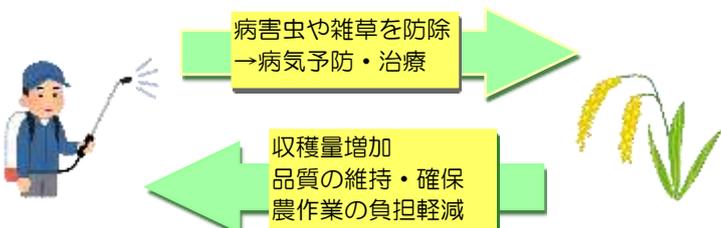
今回のセミナーでは、“農作物が食卓に並ぶまで～農薬の使用と安全性について～”として、公益社団法人緑の安全推進協会の委嘱講師である乾様から、農薬の基本的な知識と、農薬を使用することによる食の安全・安心についてご説明いただきました。（新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、会場での実施は中止とし、参加申し込みいただいた方にのみ講演資料の送付及び講演動画の配信を行う形で実施しております。）

ピックアップ！～講演の内容を一部ご紹介します～

今回の講演では、主に①農薬の必要性（人類の歴史は病害虫との闘い）、②農薬の安全がどのように守られるか、③食の「安心」は信じてよいのかについて、取り上げました。

① 農薬の必要性

我々人が生活していくうえで、農作物の収穫は必須です。農作物を育てるには、病害虫や雑草から守らなければならない、これまで人類は作物を守るため、様々な対策をしてきました。ただ、時に使用する薬物の毒性が強いために、生物の健康を害する社会問題に発展してしまってもありました。



現在使用される農薬は、様々な法律等により管理され、より安全かつ効果的に使用することができるようになりました。

農薬の使用により、左図のように人と農作物が「共存・共栄」することができ、農薬は必要不可欠な存在となっています。

◆農薬を使用しなかった場合、農作物はどのくらい被害を受けるの？

日本植物防疫協会が出典しているデータによれば、りんごは95%以上、ももは70~80%ほど、病害虫の被害を受けてしまうと予想されています。

こういったデータからも、農薬が重要な役割を果たしていることが読み取れます。



② 農薬の安全がどのように守られているか

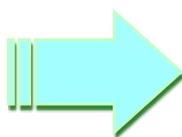
農薬の安全性については、4つの面の安全面を考慮して、様々な法律で厳重かつ厳正に管理し、また監視体制を敷いて確認を行っています！

主に4つの面から安全性を確認！



農作物に対する安全

消費者に対する安全



そのために…



使用者に対する安全



環境に対する安全

★様々な法律で厳重かつ厳正に管理！

・**農薬取締法**：農薬の定義を定め、また農薬について登録制度を設け、その製造・輸入、販売、使用の枠組みを定める。

・**食品安全基本法**：食品の安全性の確保のため、基準となる許容一日摂取量(ADI)と急性参照用量(ARfD)を定める。

・**食品衛生法**：残留農薬基準値を定める。

他にも、水質汚濁防止法、環境基本法、毒物及び劇物取締法など、上記以外にも、たくさんの法律で管理され、登録申請に通常数年かかります。

★様々な機関・団体に監視を行っています！

○検疫所の検査（輸入農産物を抜き打ちで分析）

○都道府県の収去検査

○生産者団体、流通・消費者団体による自主検査などなど…

◆許容一日摂取量(ADI)と急性参照用量(ARfD)ってなに？

ADI：残留農薬を一生にわたって毎日摂取しても、健康影響が生じないと推定される1日あたりの摂取量

ARfD：24時間又はそれより短い時間、残留農薬を摂取しても、健康に悪影響を示さない推定される量

厚生労働省の調査では、実際に人の口に入る残留農薬は、ほとんどがADI及びARfDの1%以下で収まっていることが分かっています。

③ 食の「安心」は信じて良いのか

上記のような管理を行い、様々な観点から、農薬の安全性は科学的に証明されていきますが、それだけでは「安心」は生まれません。

農薬が残っている
=不安…

農薬量は基準値以下
で、ADIとARfDを超
えないから大丈夫！

例えば、専門家の方々は、残留農薬について、上記に挙げたADIやARfDの基準値等に照らして量による判断ができるので、あまり不安に感じませんが、一方、多くの消費者の方々は、そのような判断が難しいため、農薬が残っているという事実だけで不安に感じられると思います。

認識のずれ

解消するには…



リスク評価・管理



リスクコミュニケーション



理解→安心

この認識のずれを解消し、「安心」するためには、行政・専門家等が評価・管理したリスクについて、消費者の方々などに情報開示や意見交換を行い、消費者の理解を得ることが大切です。そうして初めて「安全」から「安心」が生まれます。

さいごに…

前述したとおり、消費者の方々に「安全」が伝わらなければ、「安心」が生まれることはありません。今回のセミナーを通して、少しでも皆様の農産物の理解と信頼の向上に寄与し、「安心」につながることができれば幸いです。また、今後も他のテーマでセミナーを続け、皆様に食に関する情報を提供してまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

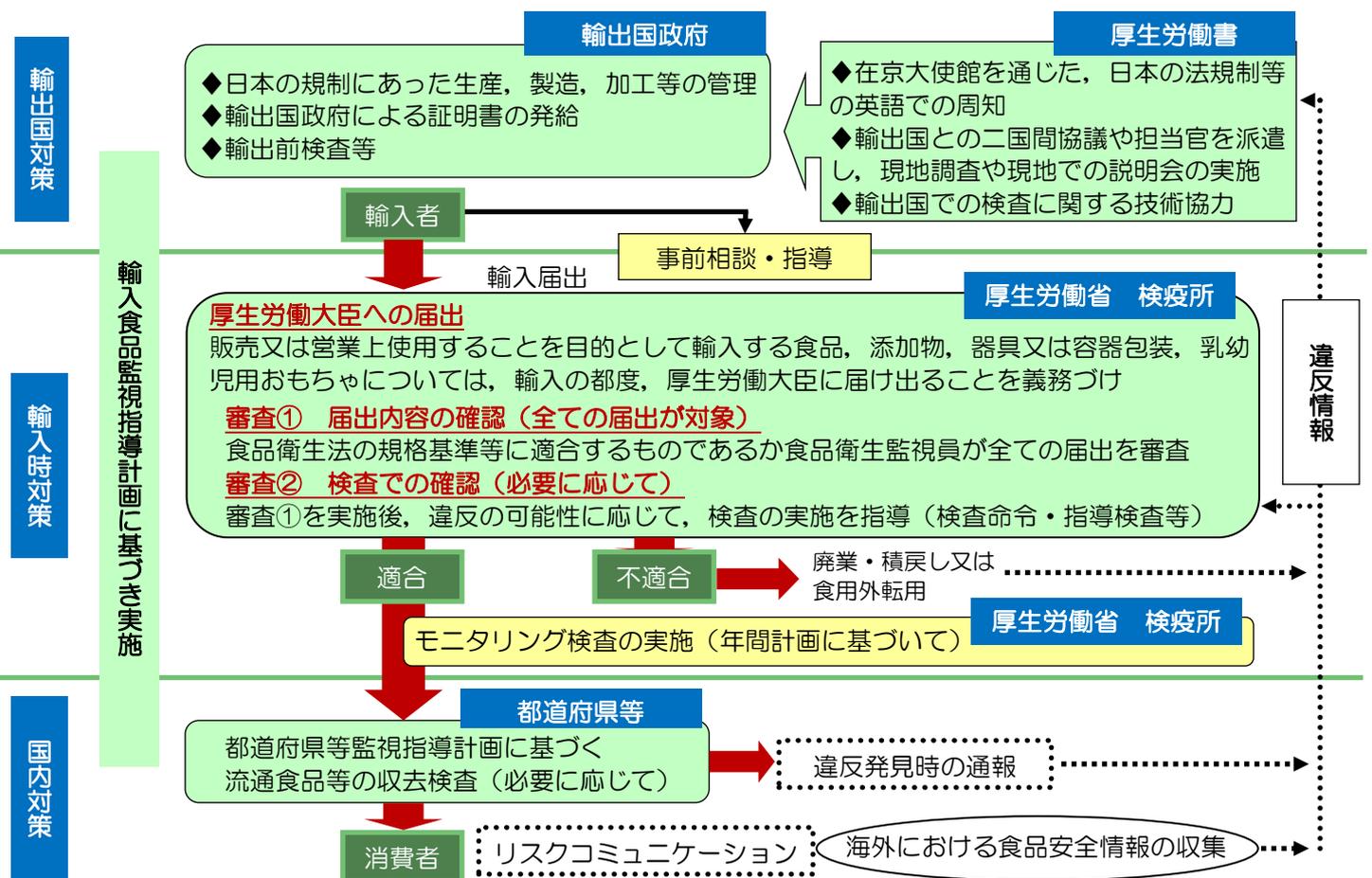
【第30回 食の安全安心基礎講座】輸入食品の安全性について

現在、日本はカロリーベースで約60%の食料を海外に頼っており、輸入届出件数も年々増加しています。また、近年では、国際的な貿易協定の交渉・締結が進んでいる状況であり、今後も輸入食品の増加が見込まれます。私たちは輸入食品を上手く利用するために、食品に対する「イメージ」だけに流されず、正しい知識を持って、食品を選択することが重要です。

輸入食品の安全性確保のためには、輸入時の届出事項の審査や検査だけではなく、輸出国での製造等の段階から日本に輸入される食品の安全性を確保するという、輸出国における安全性対策が重要です。そのために、日本の規制や輸入食品の違反原因等の食品衛生に関する情報の提供、輸出国政府との食品衛生に関する協議等を行っています。（下図参照）

（※個人輸入された食品は、これらの手続きを経っていないため、安全性が担保されていない可能性があることから注意が必要です）

監視体制の概要



消費者庁ホームページ「輸入食品」を加工して作成
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/food_safety/food_safety_portal/imported_food/

編集後記

ようやく厳しい寒さが和らぎ、春らしさを感じられる頃となりました。皆様には、今年度も食の安全安心に向けた活動にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

今回掲載している研修会及びセミナーについては、新型コロナウイルスの影響により、会場での実施ができませんでしたが、代わりにオンラインでの配信等を行いました。状況により、来年度もこのような形で開催する場合がありますが、可能な限り、皆様に食の安全安心に関する情報をお届けしたいと思いますので、今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。（畠田）

ご意見・ご感想をお寄せください

宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課
〒980-8570
宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
電話：022-211-2643
FAX：022-211-2698
Eメール：syokua@pref.miyagi.lg.jp
HP「宮城県 消費者モニター」で検索！
バックナンバーもご覧いただけます。